

キシダサービス(株)にかかる調停の経過について

【経過報告】

キシダサービス(株)にかかる事業資金貸付については、平成12年12月26日と平成13年10月1日、それぞれ2億円、合計4億円の貸付を行いました。

そうした中、返済期限が逼迫した平成22年12月13日に、大津簡易裁判所に民事調停申出（借入金返済猶予請求）がされました。

これを受け、市と致しましては、弁護士と相談する中で、完済いただくことを第一義に調停に臨んでまいりましたところ、調停の中で、栗東市が完済を求めるのであれば、キシダサービス(株)の経営状況等を踏まえると、民事調停で申し立てられている弁済の猶予については、分割もやむを得ないのではとの提案もありました。出来るだけ返済期間を短縮していただきたい旨、意見を申し上げましたところ、第4回調停の後の去る5月12日に、調停条項（案）が示されました。

市と致しましては、栗東市企業事業資金貸付条例等において「満期一括償還」と規定していることから、出来るだけ早い時期に一括償還頂けるように粘り強く交渉を重ねてまいりましたが、平成20年6月のタスボカードの導入や、昨年のタバコの値上げ、更には、東日本大震災の関係でタバコが23銘柄において製造が中止されるなど、自販機による販売方法であるキシダサービス(株)においては、大きな打撃を受けていること等の経営状況から、調停条項（案）については、総合的見地から受認せざるを得ないと判断いたしました。

【調停概要】

今回、裁判所において示されました調停条項（案）は、返済期間が10年で、毎年3,000万円（1,500万円が二口）を9年間、最終年に残金1億3,000万円（6,500万円が二口）を年度末に弁済いただくこととなります。

尚、キシダサービス(株)及び岸田順一氏は、保有する不動産（土地及び建物）について不動産の抵当権設定登記手続を行う。この登記費用は栗東市の負担とする。

一方、利息等については、返済期日が到来している2億円については、平成23年6月10日（調停成立予定日）までは、確定利息金として45万7,534円及び、平成23年6月11日から支払済まで残元金に対して年0.5パーセントの割合による利息。

また、平成23年9月30日支払い期限が到来する2億円の利息等については、平成23年6月10日（調停成立予定日）までは、確定利息金として13万6,164円及び、平成23年6月11日から支払済まで残元金に対して年0.35パーセントの割合による利息となります。